

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第卷六十五第
月五年八十和昭

論叢

利子に於ける勢力……………文學博士 高田保馬

資本形成過程の分析と貨幣需要……………經濟學士 中谷實

支那私幣考……………經濟學士 穂積文雄

ヒツクスの資本理論……………經濟學士 青山秀夫

研究

地方貿易統計の問題……………經濟學士 有田正三

說苑

朝鮮經濟の近代化に就て……………經濟學士 堀江保藏

附錄

彙報

支那私幣考

穂積文雄

- 一、はしがき 二、物品貨幣 1、事實 2、原因 3、影響 4、對策

まきに私は「支那私鑄考」(東亞經濟論叢・第二卷第四號)において支那における鑄貨の私造についていさゝかうかふところがあつたのであるが、貨幣の私造はひとり鑄貨にかぎるわけのものではない。それはいかなる貨幣についてもなりだつことを妨げぬであらう。では鑄貨以外の貨幣においてそれはいかにあるか。しばらくそれについてうかゞつてみよう。

二

鑄貨以外の貨幣といへばまづ物品貨幣と紙幣であらうが、この中物品貨幣は別に政府においてこれが造幣權を獨占するといふわけのものではない。だからそれにおいては私造がなりたつとは考へられぬわけではある。だが貨幣の私造といふうちには政府以外の手による造幣權の行使と、偽造との二つのことが含まれ、そしてこの二者は區別してみられる。何となれば偽造はかならず私造であるが、私造はかならずしも偽造とはかぎらぬと考へられるからである。けだし、政府自ら私人の造幣權を認める場合があるからである。すなはち、古くは漢の代孝文

「盜鑄錢の令を除きて民をして放に鑄し」め(漢書・食貨志下)、また降つては隋の高祖が「晋王・廣の揚州に五鎰を立て、錢を鑄るをゆる」し(隋書・食貨志)、「漢王・諒の并州に五鎰を立て、錢を鑄るをゆる」し(同上)、「蜀王・秀の益州に五鎰を立て、錢を鑄るをゆる」し(同上)、唐の高祖も「秦王・齊王に三鎰を、右僕射・裴寂に一鎰を賜ひもつて鑄」る(新・舊唐書・食貨志)がごときその例である。さらに、貨幣の私造は造幣權の民間における行使であるから政府による貨幣の私造といふことは、白い墨とか熱い水といふのごとく言葉の矛盾であり、論理的不可能事に屬せねばならぬ。なるほど政府は惡貨を發行することはできる。しかし、それは貨幣を惡化せしめることにはなるが貨幣を私造することにはならぬ。そして偽造は本來私造である。従つて政府は偽造をなし能はぬはずでないが、しかし、政府が偽造をするといふことができ、またさうする方がよりよく事象の核心をつくに近いかと思はれる場合もある。明の萬曆中、「時に王府皆私錢を鑄造し、吏敢て計か」ざりしがごとき(明史・食貨志)また、一九二四年の夏安徽省の首府安慶の造幣廠において民國八年鑄造の袁像幣の偽造をなし(Eduard Kunz *The Currency of China, 1926, Shanghai, p. 327*)、また、一九二五年八月の末にいたり、政府の有力なる機關により、祕密裡に機械を輸入し、上海において非公式に惡質な袁像幣を鑄造せる事件が明るみに出された(同上)がごときすなはちその好例となしうるのではあるまいか。かう考へてゆくと、私造がなりたつとは考へられぬはずの物品貨幣の場合においても偽造をながめることは許されてもよいとなしえようか。もちろんあくまで論理を固執すれば、右の事例のごときも政府による貨幣の惡化にほかならぬといへぬことはない。いなさういふ方が正しいであらう。それにしても貨幣の惡化こそは、後に述ぶごとく、よつてもつて利をとる所以であり、偽造のもつとも主要なる原因である。そして物品貨幣においても偽造によつて、もつて利をとらんとすることが行はれるこ

とは否定すべくもないところと考へられる。しからは、それはいかになされたか。

こゝに物品貨幣の偽造といふとき、それは普通に貨幣の役割をはたしてゐるところの物品をまねて、實はそれより素質の劣悪なるものを作製し、それをして貨幣の役割をはたさしむることの謂でなければならぬとなしえよう。そして普通に貨幣の役割をはたしてゐる物品は大體においてその品質にはなほだしい徑庭はないと考へてよいであらう。例へば班固が漢書・食貨志に「およそ貨、金銀布帛の用、夏殷より以前は、その詳、記するなしといふ、太公周のために九府圖法を立つ……布帛は廣さ二尺二寸幅たり、長さ四丈匹たり」とあり、また後に引く北魏の任城王澄の上言中に、物品貨幣たる縑布が「常式に巾らず」(魏書・食貨志とあるがごときはすなはちそれが證左となすをえないであらうか。そしてこれに對して偽造を取てする所以のものは、その品質を低下せしむることによりて利をとるにあることいふまでもないところであらう。それではそれはいかになされるか。

まづ物品貨幣としてよく行はれたのは穀帛である。それでかゝる意味における偽造もまたこれにおいてみることができぬのに不思議はないわけである。ではそれはいかにあるか。例へば、三國の時代「魏の文帝五銖錢を罷め、百姓をして穀帛をもつて市をなさしめし」(晉書・食貨志)「明帝の世にいたり、錢を廢し穀を用ふることにすに久しければ、人間巧僞やうやく多く、競ひて穀を濕ほしてもつて利を要め、薄絹を作りてもつて市をなす、處するに嚴刑をもつてすと雖も禁ずること能はず」(晉書・食貨志とあるがごときすなはちそれとしてあげられよう。そしてそれはよほど顯著な事象であつたのであらう。晉の「安帝の元興中、桓立政を輔けて議を立て、錢を廢し穀帛を用ひんと欲す」(同上)孔琳之がこれを駁して「大論陣を張るが、その中にこれを引いて、「鍾繇曰く、巧僞の人、競つて穀を濕ほしてもつて利を要め、薄絹を制してもつて資に充て、魏の世、制するに嚴刑をもつて

するも禁ずる能はず」といふてゐる(同上)。また、北魏の世、熙平の初、尙書令・任城王澄の上言中に、「河北の州鎮、すでに新造の五銖なし、たとひ舊者ありともまた禁斷して並行みなふをえず、専ら單絲の縑・疎縷の布をもつてし、幅を狭め、度を促め常式ひたに申らす」とある(北魏書・食貨志)が、これまた同じく布帛なる物品貨幣の偽造の例證としてあぐるに足りよう。

穀帛のつきには貨幣の役割を演ずるものは金屬であらう。たゞし物品貨幣としては鑄造以前のものにかぎるからいはゆる秤量貨幣といふことになる、そして秤量貨幣の中でもつとも重要なものとしては銀をあげねばなるまいと思ふが、さて銀がかくのごとき貨幣の役割を演ずるは唐の時代にまでもさかのぼるといはれるが、その銀について偽造が行はれた例としてはわれ／＼は新五代史の慕容彥超の傳にみゆるところを引くことができる。すなはち、つぎのごとくである。曰く、

彥超、ひととなり智詐多くこのんで聚斂す、銀にありてかつて庫を置き錢を質す、姦民偽銀をつくりてもつて質するものあり、主吏これを久うしてすなほも覺る、彥超ひそかに主吏をして夜庫垣に穴をあけてこと／＼その金帛を佗(他)所に徙し、而して盜ありしをもつて告げしむ、彥超すなほ市に勝たぶし民をして自ら質するところを占せしめ、もつてこれを償ふ、民皆な争ひて質するところのものをもつて自らいふ、すでにして而して偽銀を質するものを得、これを深室ふかむろに實き、十餘人に教へて日夜これをつくらしむ、皆な鐵質(本體)たり、而して包むに銀をもつてす、鐵胎銀と號す

もつともこの場合銀がはたして貨幣であつたかどうかは説の分かれるところで、趙翼はその陔餘叢考卷三十銀の條下にこれをもつて銀が貨幣として用ひられたる例として引いてゐるが、加藤繁博士は「唐宋時代における金銀の研究」においてこれをもつて偽幣の例とするのを躊躇せられる(同書・一〇頁)。しかし、この場合における銀がはたして貨幣なりしや否やはこゝではかならずしも重要な問題ではない。けだし、論理の展開にかぎり、

こゝでは物品貨幣において偽造が行はれるとなし、そしてその一例としてこれをあげたるにすぎず、この例よりして物品貨幣に偽造があることを歸納論證せるものではないから、物品貨幣に偽造が存するといふ事實はそのために動かさるゝことはなかるべきが故である。

さて物品貨幣に偽造が存するといふことが動かしがたき事實であるとして、しからばそれは何故であるか、とその原因を求むれば、それが人の利己心以外の何物でもないことはあらためて言を用ふるまでもあるまい。

ところで人が利己心に支配され、物品貨幣に偽造が行はれるとき、それはいかなる影響をきたすかといへば、それは流通の障害であり、民生の壓迫であらねばならぬことは論をまたぬところであらう。

しからばこれが匡救はいかになされるか。まづ嚴刑もつてこれが絶滅を期せんとすることが考へられようが、しかし、その效なきことは、魏の明帝のとき「處するに嚴刑をもつてすと雖も禁ずること能はず」(晉書・食貨志)とあり、降つて晋の世には孔琳之がこれを引いてもつて穀帛の幣としての不適性を論證せんとせるに徴してあきらかであらう。嚴刑もつてこれを禁ずる能はずとせばつぎにはこれを如何にするやといふに、すくなくとも史乘の徴すべきところでは、だからこれを廢して錢とすべしとするにあるといふべきがごとくである。すなはち「魏の明帝乃ち更めて五銖錢をた」て(晉書・食貨志)るをみ、孔琳之はさらに進んで「穀帛寶となす、もと衣食に充つ、分かちてもつて貨となせばすなはち損を致すことにはなはだ多く、又商販の手に勞費し、割截の用に耗棄す」(晉書・食貨志)といひ、北魏の任城王澄のごときも亦「布帛尺寸に裂くべからず、五穀はすなはち負擔の難あり、錢の用をなすや、貫繩相屬し、斗斛の器を假らず、秤尺の半を勞せず、世を濟ふのよろしき、謂ふに深允たり」(魏書・食貨志)といふ。もつともこゝに引ける孔琳之や任城王澄の言は錢の穀帛に優る所以、すくなくとも穀帛を廢して

錢を用ふべしといふことを論ずるだけにて未だかならずしも貨幣としての穀帛における偽造の弊の對策としてこれが廢止を説くものとはいふをえぬこともちろんであるが、しかし貨幣としての穀帛の弊をさくるための對策としてつひにこれが廢止がいはれるとき、およそその廢止を主張する論説が全々それと縁なしとせずとするは、またかならずしもとがむるにもあたらぬのではあるまいか。すくなくとも孔琳之の上言の中にはそれを肯定するに足るものをあげることができ。けだし、そこには上述の魏の世嚴刑もつて禁ずる能はず、明帝乃はち更めて五銖錢をたてたるのことも言及してゐるからである。

三

貨幣の中、鑄貨を除いては何といつても重要なのは紙幣（楮幣・鈔）であるとせねばならぬ。しからは紙幣において私造は行はれたか。支那における紙幣の起原については議論もあらうが、今はそれに立ち入るとまはな。ともかくも宋の交子においてその盛行をみるにいたつたといふことには異論があるまい。しかるにこれについて仁宗のときすでにこれが「私造はこれを禁」じ（宋史・食貨志・下三・會子）、神宗の熙寧の初には「偽造の罪賞を立て、官印文書の法の如く」（同上）するをみる。そしてそれは、そこに私造・偽造の存在せしことを物語るもので、紙幣が盛行すればすなはちその私造・偽造がこれに隨伴するを示す。かくてわれは紙幣の私造・偽造の禁令を通じて、そこに紙幣の私造・偽造の事實の存在を想定することができるかと思ふのであるが、いまかのごとき禁令はおよそ紙幣の行はれるところかならず新らしく發せられるのみをみるのであるから紙幣のあるところ私鈔ありといふもかならずしもいひすぎとはなるまいかと思ふ。もつともおよそ禁令なるものは起りうべき

ことが豫想せられるときにも發せられるものであるとせねばなるまいからあることに關する禁令の存在はかならずしもそのことの存在を意味すとはいへぬことはこれをみとめねばならぬ。しかし、それにしても、頻々としてかゝる禁令が發せられるをみると、われ／＼はそれをもつて事實發生の可能性に對する豫防手段とのみみるにとゞまらず、進んで事實の存在に對する對策であることをもみとめてよいのではないかと思ふ。そしてさうすればそこに紙幣の私造・僞造の存在を想定することは許されてよいのであらう。それでは紙幣の私造・僞造の禁令はいかに頻々發せられるか。請ふ、しばらくこれをながむるところあらしめよ。まづ宋代にありては、ついで「崇寧三年、京西北路專切管幹通行交子所を置き川峽路に倣ひて僞造の法を立つ、情を通じて轉用し、并に鄰人告げざるものも皆なこれを擊し、交子を私造するものは罪徒配をもつて」し(同上)、「高宗紹興三十二年僞造會子の法を定」め(同上)、孝宗隆興「九年僞會を造るものを捕ふるの賞を定」め(同上)てゐる。しかし、宋代における私鈔の事實はかならずしも禁令を通じて想定することのみよる必要はない。われ／＼はその儼たる證左を例へば淳熙三年臣僚のいへるところによりて示すことができる。すなはち曰く、

今官印の數、損すと雖も、しかも僞造の券いよく増す、しばらく十五・六界會子をもつていはゞ、その入るところの數、よろしく出づるところの數より減すべし、今、收換の際、元類すでに溢れて、擧ぐるもの未だやまず、もし僞造するに非んばそれ何ぞよく多きをいたすことかくのごとくならん(同上)

金朝においてもやはり紙幣が盛に行はれ、紙幣のことを今日普通に鈔といふのはこの時代における「交鈔」にもとづくことせられるくらいであるが、こゝにもやはりその私造・僞造をみるべきは、金史・食貨志を續いてみると「勅して交鈔を僞造するものを捕獲するものは皆な交鈔をもつて賞となす」(金史・食貨志・三・錢幣)とあり、あるひは、「また更めて捕獲僞造寶券の官賞を定む」(同上)るによりてうかゞひうべく、さらに、また、戸部尙書・高

汝礪が上の間に對へる中に、「庫子鈔(官庫發行の鈔)弊ぶると雖も偽ならざればまた收納すべし」(同上)とあるはまた當時偽鈔の存在せるを物語るものとなすをえよう。

元朝にありてはほとんど鈔のみによる。これあるひは初、世祖錢幣をもつて劉秉忠に問へるに、劉秉忠が對へて、

錢は陽に用ひ格は陰に用ふ、華夏は陽明の風、沙漠は幽陰の域、今陛下朔漠より龍興し中夏に君臨す、よろしく楮幣を用ひ子孫をして世々これを守らしむべし、もし錢を用ひば四海まきに靖まらざるべし、

といへるに因ると「輟耕錄」(陶宗儀・輟耕錄・卷第二・錢幣)にあり、「新元史」のごときもまたこれを引くが、(柯劭忞・新元史・食貨志・七・鈔法)はたしてどんなものか。けだし、元の世鈔をもつて終始せし所以は、はじめ江南銅産の地を手に入れ難かりしと、その歐亞にまたがる大版圖が鑄貨の携行を不便ならしめたるによるとするところへ傾聽に値すべきがごとくにはあらざるか。それはともかく、いづれにするも元朝にありては鈔が盛行せることにかはりはないわけであり、そして鈔の盛行するところその私造・偽造の行はることまたかはりなきは、例によりて、例へば中統の初、法をたて、「鈔を偽造するものは死に處し、首告するものは鈔五錠を賞とし、仍ほ犯人の家産をもつてこれに給ふ」(元史・食貨志・一・鈔法)とせるを「その法もつとも善しとす」(同上)とあり、至元五年の詔に「偽鈔を造る人過を悔ひて自首するものあらば與に本罪を免す」(新元史・食貨志・七・鈔法)とあり、同十五年また「偽鈔を造るもの、首従を分たずとも死に處し云々」(同上)と定め、同二十五年また「社長の長、鄰右、知りて而して首せざるものは買使の犯人に比附して一等を減じて罪を科む」(同上)と定め、さらに皇慶元年「挑鈔を買使せるものは偽鈔を買使せるものに比へ、倒杖九十七」と定むるがごとくによりてこれをうかゞひうべく、また

至元二十四年改めて至元寶鈔を造り、その通行條畫凡そ十四事を令せるが中に、「僞通造行寶鈔者は死に處し、首告者は銀五錠を賞とし、仍ほ犯人の家産を給ふ」(同上)とあり、大徳二年、昏鈔倒換體例二十五様の最後に、「僞鈔を倒換するは合はず」(同上)とあるがごときまた同じくこれが證左となしうべく、さらに、至順二年「積年還倒の昏鈔二百七十萬錠を燒」(同上)けるに、「時に昏鈔を燒くを監せるもの、能名をとらんと欲し、おほむね燒鈔をもつて僞鈔となし、庫を管するものをして誣ひて獄に服せしむ」(同上)とあるが、これも亦僞鈔の世に行はれるあるにあらざれば生じがたきところと考へられる。そして以上あげたるところはいづれも裏より私鈔・僞造の存在を論證せんとするものであるが、それはかならずしも裏より論證するをもちひずとも堂々表よりこれを論證することも可能である。すなはち、左司都事・武祺の建言中に、「僞鈔をいたすこと滋多し」(元史・食貨志・五・鈔法)とあり、また「至正十年・右丞相・脫脫・鈔法を更めんと欲し乃ち中書省・樞密院・御史臺及び集賢・翰林兩院の官を會してともにこれを議」(同上)せるとき傑哲篤・武祺が、「至元鈔僞多し、故にこれを更めんのみ」(同上)といひ、これに對して、集賢大學士兼國子祭酒・呂思誠が「至元鈔僞に非ず、人僞をなすのみ、交鈔もし出づるも亦僞あらん、かつ至元鈔なほ故戚のごとし、家の重稚も皆なこれを識る、交鈔はなほ新戚のごとし、敢て親しまざるにあらずと雖も人未だ識らざるなり、その僞かへつて滋多まからんのみ」(同上)といへるはあきらかに元における私鈔・僞鈔の存在を證明するものである。

以上はいづれも僞鈔の存在の論證である。僞鈔は私鈔であることいふまでもないが、元朝にありては僞鈔にあらざる私鈔をもみることができるとは、すなはち、至元二十三年「張瑄・朱清をもつて並に海道運糧萬戶となし、鈔印を賜ひ、その自ら交鈔を印するをゆるす、その鈔色、官造にくらべて黒きを加へ、印朱は紅を加ふ、これより

瑄・清、富、朝廷に埒ひとしく、卒つひに汰侈をもつて誅に服す」(新元史・食貨志・七・鈔法)とあるは私鈔公認を物語るもので、公認せられたる以上、それは私鈔ではあるが偽鈔ではなく、あたかも、漢の孝文帝が、吳王や鄧通に私鑄を許し、隋の高祖・唐の高祖が、その重臣に鑪を賜ひて錢を鑄しめたるに比すべきものであり、さらに史記に「吳は諸侯なるも山に即つきて錢を鑄るをもつて富天子に埒ひとし、その後卒つひにもつて叛逆す」(平準書)とあると對比するときは、錢と鈔の差こそあれ、まことに歴史はくりかへすの感なきをえぬものがあるが、それはひとり私の偏執とのみいふべくもないであらう。

明代においても偽鈔の存せることは例へば洪武二十四年權稅官吏への上諭中に、「抑勒と僞充とはこれを罪す」(明史・食貨志・五・錢鈔)とあるよりしてこれを想定することができようか。

清朝はじめ紙幣を忌避し、嘉慶年間侍講學士、蔡之定が紙幣を行はんことを請へるに對し、「前代鈔法を行用す、その弊百端、小民利に趨くこと驚るがごとし、楮弊これを金錢にくらぶればもつとも僞をなし易く、かならず訟獄繁興し、法につらなるもの衆きをいたさん、ことに利用便民の道にあらず、かつ、國家の經費は入るを量りて出づるを爲む、にはかに匱乏をあらはすをいたさず、何ぞ輕々しく舊章を改むるをえん、利未だ興らばして審已に滋あはなはだしからん、蔡之定を交部の議につけ、處してもつて妄言政を亂すもの、戒となす」(皇朝續文獻通考・卷二十五)がごとき有様であつた。そしてそこに紙幣の弊害として僞造が指摘せられることは注意に値する。清朝はかく紙幣を忌避したが、それでも咸豐に入るや太平の亂等で出費かまみつひに紙幣を發行せざるをえぬこととなるが、こゝでも偽鈔の行はれたことは、これが「僞造は斬監候」(清史稿・食貨志・五・錢法)に處するとしてゐるし、また清末においても、「およそ銅幣を私造し、紙幣を僞造するは罪制錢に視べて等を加ふ」(同上)

と規定せるよりしてうかゞふことができるであらう。

民國に入りてからも偽鈔がその跡を絶つていたることを思はしむるに足る材料はなく、いな、そこに流通する紙幣に印形が押されたり、署名がなされたりするをみたるは、私鑄貨の場合とは異なりこの場合には兌換停止の結果不換紙幣と化する場合を慮るに出づるにはあらずやとの推察の餘地あるべきことを全然否定するわけにはゆかぬかも知れぬが、それにしてもやはり偽鈔に對する對策なることがその主たる事由なるべきはいなみがたいところであらうかと思ふのであるがはたしてどうであらうか。

なほ、清末から民國にかけては偽造せられるもとの眞の紙幣それ自身がすでに私鈔であることがありうることを知らねばならぬ。紙幣發行を許容せられた私立銀行の發行する紙幣がすなはちそれである。それはすなはち紙幣發行の權を民間に許容せるわけで、かくて發行せられたる紙幣は私鈔ではあるが偽鈔ではないといふことになる。

たゞし、一九三五年十一月の幣制改革により支那の貨幣がいはゆる法幣に統一せられるに及んで私鈔は即偽鈔といふことにならねばならぬこととなつたことはあらためて述ぶるまでもあるまいか。

それから、さらに、支那では冥票といふ紙幣に似た佛専用の具があり、それがときに紙幣として詐用せられることがあつたさうであるがその場合その冥票はまた偽鈔以外の何物でもないといふことにならねばなるまい。

以上われ／＼は私鈔・偽鈔がいかに常に行はれるかをあきらかにしたのであるが、しからばそれがそのやうに行はれるのは何故であらうかといへば、それはよつてもつて利をとらんがためにほかならぬことあらためて説く

までもあるまい。けだし、紙幣の素材はほとんどいふに足らぬ安値なものであり、従つて私鈔・偽鈔の作出はあたかも無より有を生ずるがごとく、俗にいはゆる濡れ手で粟の擲み取りであらうからである。けだし、相當費用を要し比較的割高につく私鑄すら利のあるところ影の形に添ふごとく鑄貨に伴ひ禁止がたかつたことすでにあきらかにせるところのごとくなるを知らば(拙稿、支那私鑄考、東亞經濟論叢・第二卷第四號)私鈔がいかに盛に行はるべきかは推察に難からざるところといふべく、すなはち、これを例へばさきに引けるごとく蔡之定が紙幣を行はんことを奏請するや、清朝にては、「楮弊これを金錢にくらぶればもつとも偽をなし易く、かならず訟獄繁興し、法につらなるもの多きをいたさん」となす所以である。しかるに今歴代食貨志をひもときみるに私鑄のことは幾多の事例をみるにもかゝはらず、私鈔・偽鈔のことはほとんど事例をみず、わづかにこれが禁令の發布よりしてその事實の存在を推定するをうるにすぎぬのは何故であらうか。私はこれに對してつぎのごとき條々をあげるごとくできせぬかと思ふがどんなものであらうか。すなはち、紙幣は素材價値を具有せぬが故に偽鈔は贗貨におけるがごとく割引して流通せしむるといふわけに行かぬこと、紙幣の發行は政府にとりても無より有を生ずるがごときものであるが故にとかく政府の發行過多を招來し、従つて兌換不能、乃至價値暴落、流通壅滯といふ一系列の事象が繼起し、偽鈔の問題などこれに對すればあだかも太陽の前の星のごとき觀を呈するのによるにはあらすやと思はれること、またかく價値は低落するは、流通は壅滯するは、といふことでは、いくら無より有を生ずるといつてもそれは全然費用を要せぬものではないこといふまでもないのであるから、それはかへつてむしろ費用の割高に陥るべく、ためにならずしも考へられるほどに私鈔の行はれざりしにはあらすやと考へらるべきこと、なほ紙幣は貨幣金額大であるが故に銅錢におけるほど一般大衆の生活に影響力なきこと、しかし、一般大

衆生活に影響力小なりとするも中流以上にはその關係密接なるべく、而して歴史においてはその方がむしろ脚光を浴びる傾あるにあらずやとも考へられるとしても、その金額の大なることは人々をしてその眞實に對する注意を慎重ならしむべく、しかるときは偽鈔の活躍範圍は縮少され、しかもはじめに論ぜるがごとく紙幣が鑄貨となり素材價值なく、すなはち地金としての價值なく、従つてその流通阻滞に陥る可能性濃厚なるべきこと等がこれである。かういふと偽鈔が盛行しなかつたことを例證するかのやうにみえるかも知れぬが、さうするつもりではない。歴代食貨志にその事例が直接にあらはれぬといふことはかならずしもそのことが存しなかつたことにはならぬ。こゝにあぐるは何故歴代食貨志にその事例が直接にあらはれぬか、すくなくとも私鑄のごとくにはあらはれぬかに就いてしばらく愚考を開陳せるのみ、讀者幸に諒せられんことを。

人は利を求める。支那人も利を求めることにおいて人後に落ちぬ。いな、支那人こそ利を求むることにおいてもつともはなほだしい人種の一であるとせられてゐるやうでさへある。そして利が貨幣において表現せられるとき、紙幣は利をもたらずことまさに無より有を生ずるがごとき觀がある。そこで利をこのむ支那人が偽鈔を敢て造ることになること以上に説けるところのごとくであるといふことゝなる。ところでその結果いかなることが引き起されるか。換言すれば、私鈔・偽鈔の影響はいかにあるか。まづ、私鈔・偽鈔も私幣であること私鑄貨と變はりはない。それでそのかぎりにおいて私鑄貨の影響に就いてかつて述べたところ（拙稿・前掲）は大體私鈔・偽鈔に就いてもまたあてはまるといへる。すなはち、造幣權の放棄は民をして物の生産を去つて幣の作出に赴かしむること、その結果物が少く幣多く、すくなくとも幣の増大、悪性インフレーションへ導く傾向あることを認

めねばなるまい。たゞ私鑄貨にありては貨幣の素材が悪化することにより貨幣價值の低下を招來するといふことが一の大きな影響としてあげられねばならぬが、私鈔・偽鈔にありては、素材價值はほとんど問題にならぬのであるからそのやうな影響は問題とはならぬといへよう。たゞし、素材價值がほとんど問題にならぬといふことは私鈔・偽鈔のはなはだしい増大を可能ならしむることによりてその貨幣價值を極めて低下せしむるといふことが考へられる。だが、支那にありてはそれがあまり問題とされて居らぬのはけだし民間の手をかるまでもなく政府の手によりて悪性インフレーションがひきおこされ論議がその方に集中してゐるからであることさきにふれたるところのごとくであつて、それ故に私鈔・偽鈔がかゝる影響をもたぬといふはあたらずとせねばならぬと思ふ。

かく私鈔・偽鈔の弊害は極めて大である。それではそれに對していかなる策が講ぜられるか。

まづ講ぜられる對策は嚴罰主義である。しばらくこれを歴代食貨志にあらはれたるところについてみれば、宋にありてはあるひは神宗の熙寧の初、偽造の罪賞を立つること官印文書の法のごとくし（宋史・食貨志・下三・會子）、または崇寧三年京西北路では川峽路にならひて「情に通じて轉用し、并に鄰人告せざるもの皆なこれを罪す、交子紙を私造するものは罪徒配をもつてす（同上）とし高宗の紹興三十二年には「偽造會子の法を定め」て、「犯人は斬に處し」、（同上）元においても、中統の初法を立て、「鈔を偽造するものは死に處し」てをり（元史・食貨志・一・鈔法）、至元十五年の法によれば「偽鈔を造るものは首・從を分かつたすとも死に處し、情を知りて分使する人等は杖一百七」となし、（新元史・食貨志・七・鈔法）至元二十四年令せる至元寶鈔の通行條畫においても「偽通行寶鈔者は死に處す」（同上）とある、明代にありても洪武二十四年すでに鈔の「偽充はこれを罪す」（明史・

食貨志・五・錢鈔」とあり、そしてその罪如何といへば、大明寶鈔中に「偽造するものは斬」と誅るされてゐる、(同上)、また、大明寶鈔の寶物)。清にありては咸豐の票鈔には、「偽造するものは律によりて罪を治む」とあるが、(清史稿・五・錢法その内容如何となれば「鈔票を偽造するものは斬監候」(同上)とあり、また光緒年間においては「紙幣を偽造するは罪制錢に視^{くら}べて等を加ふ」(同上)となつてをり、そして制錢の罪は主たるもの及び匠人は死罪、情を知りて買使するものは一等を減ずるものである。(同上)

かく嚴罰主義をもつて臨みいくら法を峻にし刑を重くしてみても宋代の臣僚もいへるごとく、まことに「人心の利に循ふは法を畏るゝよりはなはだし、況んや利はたちどころにいたすべく、而して刑は未だすなはち加はらざるものをや」で紙幣の利が上述のごとくである以上これを絶つことは難い。そこで利には利をもつて對するにしかず、こゝに、偽造者を密告するものに賞をかけ、よつてもつて偽造者を絶滅せんとすることが考へられる。

そしてかくのごときはひとり偽鈔の場合にかぎらず支那にありては好んで用ひらるゝところである。思ふに利己心人が人性に拭ひがたきものであるならばこれはまた合理的な手段といへぬこともなかるべく、支那人が利己心において人一倍發達してゐるとすればそこにかくのごとき手段が好んで用ひらるゝは怪しむを要せぬところといふべきであらうか。それはとにかく、密告に賞をかけるといつても、一體それはいかにあるかといへば、例へば宋にありてはさきの高宗の紹興三十二年「偽造會子の法」を定めしとき、錢十貫を賞とし、受くるを願はざるものは進義校尉に補し、もし徒中及び庇匿のものにしてよく告首すれば罪を免がれ、賞を受け補官を願ふものは聽す」(宋史・食貨志・下三・會子)とあり、金にありてはさきにも引けるごとく、「交鈔を偽造するものを捕獲するものは皆な交鈔をもつて賞となす」(金史・食貨志・三・錢幣)とか、「捕獲偽造寶券の官賞を定む」(同上)とかあり、元にありても、「首告するもの鈔五錠を賞とし、仍ほ犯人の家産をもつてこれに給ふ」(元史・食貨志・一・鈔法)とし、明に

ありても、「告捕するものは銀二十五兩を賞とし、仍ほ犯人の財産を給ふ」ことを紙幣の面に記してゐる（明史・食貨志・五、錢鈔及びその貨物）。しかし、また密告もたゞ利をのみくらはすよりは、これに加ふるに威嚇をもつてするにしかずと考へられるが、われ／＼はそれが例として元・至元二十五年、「社の長、鄰右、知りて而して首せざるものは買使の犯人に比附して一等を減じ罪を科む」と定むる（新元史・食貨志・七、鈔法）をあげることが出来る。

だがひとしく利をもつて利を制するにしても私鈔・僞鈔をして利なからしむることによりて人をしてそれに趨くことなからしむるといふこともまた考へられよう。なるほど紙幣は素材價値がほとんど問題とならぬ。しかし、この紙質に特別のものを用ゐ、印刷技術を精巧にすればこれを僞造することは困難であり、しかもこの困難を克服した場合その利するところ幾許ぞやといふことにははたしてならぬかどうか。すくなくともさういふふう考へてこゝに私鈔・僞鈔の對策をいふものが全然なかつたわけではない。すなはち、われ／＼は宋の淳熙三年臣僚がつぎのごとくいふをきくことができる。

今、官印の數損すと雖も、しかも僞造の券いよく増す、しばらく十五・十六界の會子をもつていはゞ、その入るところの數、よろしく出づるところの數より減ずべし、今、收換の際、元額すでに溢れて擧ぐるもの未だやまず、もし僞造するにあらずんば、それ何ぞよく多きをいたすことかくのごとくならん、大抵、さきの二界はことごとく川紙を用ふ、物料すでに精にして工製いやしくもせず、民、僞をつくらんと欲するものほあるひはこれを難しとす、十七界の更印に造たび、もつて川杜の紙を練用す、十八界にいたりてはすなはち全く杜紙を用ふ、紙すでもつて自ら造るべく、價はなほ前に五倍す、故に昔の僞を造るは難く、今の僞を造るは易し、人心の利に循ふは法を畏るゝよりもはなはだし、況んや利はたちどころにいたすべく、而して刑は未だすなはち加はらざるものをや、臣愚おもへらく、抄捺の際、紙料を増添し、工程を寛假し、努めて精緻を極め、人をして僞をつくる能はざらしむるは上なり、禁捕の法、厚くこれが勸をなし、厲しくこれが防をなし、人をして敢て僞をつくらざらしむるは次なり、（宋史・食貨志・下三・會子）

だがそれはまさに鑄貨に就いて南齊の孔顛が「民盜鑄するところ嚴法も禁ぜざるは、上錢を鑄て銅を惜しみ工

を愛しむに由るなり」(南齊書・劉俊傳)といへると揆へにせるものといふをえよう。たゞし、鑄貨におけることとなり、素材價值より離脱するところになりたつとせられるところにその特質を有する紙幣においてそれがどこまで効果あるかは問題でなければなるまい。

かくて紙幣における私造・偽造の弊害はこれを根絶しがたしとするときはつひに紙幣排斥の策に走ることゝなるのもまたやむをえぬところであらうか。さきに引けるがごとく、清朝の初期にありて紙幣排斥の風潮盛にして、「楮弊これを金錢にくらぶればもつとも偽をなし易くかならず訟獄繁興し法につらなるもの多きをいたさん」(皇朝續文獻通考・卷二十五)といふにいたれるがごときすなはちそれである。しかし、貨幣經濟が一定の發展をとげるとき紙幣を生ずるは貨幣進化必然の歸結ともいひうるかと思はれるところで、これに私造・偽造の弊あるが故にこれを排斥するといふがごときは、失戀を恐れて戀の甘酒に酔ひかぬるがごとく、哀傷深からんことを愛へて歡樂を極めるを得せぬがごときにもたとへつべく、しかもそれは進化必然の理法にもとづくをもつて、排斥すともつひに排斥しがたきこと、大江の流れを隻手にとゞめんとするに似るとも評すべきところであらう。さて私鑄にありてはつひにその抑へがたきに萬策つきて私鑄容認論さへあらはるゝにいたることすでに論じたる所(前掲拙稿)のごとくであるが、私鈔の場合にありては、それはほとんど無より有を生ずるがごときものである故これが公許は極端なる悪性インフレーションを招來するといふよりもむしろ幣制の破壊を意味すべく、従つてかくのごときはなりたくぬとせねばならぬ。もつともさきにふれたるがごとく、例へばあるひは元朝における璋・清兩人が「鈔印を賜ひ自ら交鈔を印するをゆる」されたる場合のごとくあるひは民國において私立銀行に紙幣の發行を許せるがごとく、私鈔公認の例絶無にはあらずとするもそれは私鈔禁じがたきに對する屈服を意味するものではなく、従てそれは私鈔の弊に對する對策ではないこと多言を用ひるまでもないところと思ふ。